

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

2019年8月9日のパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

番号	不適合内容	グレード	発見日
1	<p>【定められた脱衣所以外での保護衣の脱衣について】 定められた汚染検査エリア(脱衣所)ではない工事車両内において、協力企業作業員が、管理対象区域内専用の保護衣および、その中に着用していた作業ジャンパーを脱衣、着衣したこと。また、作業ジャンパー脱衣の際に電子式線量計(APD)とガラスバッチ(蛍光ガラス線量計)を車内に置き忘れ、不携帯で業務に従事したことを確認。</p> <p>※本不適合は、指定場所以外での保護衣着脱行為について審議されたものであり、電子式線量計(APD)とガラスバッチ(蛍光ガラス線量計)の一時不携帯については、7月25日に審議済みです。</p>	G II	7月22日
2	<p>【構内危険物詰替所の計量機からの廃油(軽油)の漏えいについて】 構内危険物詰替所にて廃油(軽油)のドラム缶への移送作業を実施していた際、計量機からの油の流出ならびに受け容器からの油の溢出を確認。 当該計量機を停止し、油の流出を停止。漏れた油は拭取り済み。 消防署の確認により「油漏えい事象」と判断。 原因調査および対応検討を実施中。</p>	G II	8月2日
3	<p>【1～4号機用貯蔵タンクGエリアにおける通信異常について】 1～4号機用貯蔵タンクGエリアのデータ入出力信号回線2系統のうち、1系統に通信異常を示す警報発生が発生し、G6エリア排水現場盤とJ2西エリア現場盤間の2回線のうち1系統の通信が切断。 なお、監視には影響なし。 今後、点検および修理予定。</p>	G III	7月31日
4	<p>【No.1危険物屋外貯蔵所(B)におけるドラム缶からの油漏えいについて】 地震発生(双葉町震度5弱)後のパトロールにおいて、No.1危険物屋外貯蔵所(B)に保管しているドラム缶2本より油漏れを確認。 原因は、ドラム缶が満杯状態で熱膨張により緩んだキャップから油がにじみ出て、地震により滴下したものと推定。 漏れた油は拭取り済み。 消防署の確認により「油漏えい事象であるが揮発性の高いものではなく、第四石油類で危険性はない」と判断。</p>	G III	8月4日
5	<p>【建屋内淡水化設備(B)用薬品タンクからの漏えいについて】 停止中の建屋内淡水化設備(B)用次亜塩素酸ソーダタンク(B)の堰内に漏えいを確認。 当該タンク下部に亀裂および亀裂部からの微量な漏えいを確認。 次亜塩素酸ソーダは抜き取り済み。 当該タンクを交換予定。</p>	G III	8月5日
6	<p>【6号機増設淡水化装置の停止インターロックの不動作について】 増設淡水化装置運転中において、処理水の導電率が同装置を自動停止させる設定値を超過しているにも係らず、同装置が停止せず、また処理水の導電率高を示す警報が発報しないことを確認。当該装置を手動で停止。 調査の結果、当該装置の停止インターロックに使用している導電率計の設定値に誤りを確認。 当該導電率計の設定値を修正した結果、正常にインターロックが動作することを確認。</p>	G III	8月6日
7	<p>【6号機所内用空気系空気圧縮機(B)後置冷却器用気水分離器からの空気の微量漏えいについて】 所内用空気系において、待機中の空気圧縮機(B)の後置冷却器用気水分離器本体のフランジ締付けボルト部の一部に空気の微量漏えいを確認。 今後、点検および修理予定。</p>	G III	8月7日
8	<p>【協力企業作業員の負傷について】 No.1危険物屋外貯蔵所(A)(B)エリアにある空ドラム缶置場にて、トラックから空ドラム缶を降ろす作業を行っていた協力企業作業員が、降ろしたドラム缶と近くに仮置きしたドラム缶との間に左手小指を挟み負傷。 病院の診察にて、「左小指不全切断」、「左小指末節骨折」、全治1か月と診断。 原因は、被災時のドラム缶がそれまで扱っていたものより重かったため、荷降ろし時に体勢を崩した際、近くに仮置きしたドラム缶との間に左手小指を挟んだものと推定。 対策として、作業エリアの十分な確保、および空ドラム缶が重くなっている場合は、表示を行い、クレーン等を使用することを徹底。</p>	G III	8月6日